

## 第 9 章 消費税

### 9-7 消費税・損税の計算

#### Q 9-7

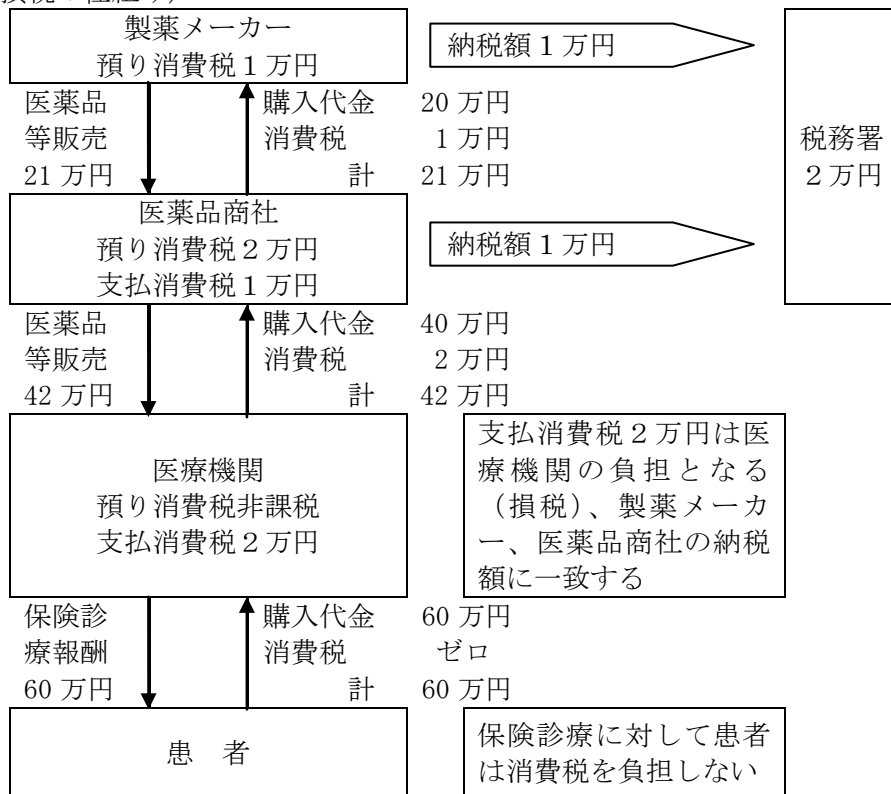
損税は、消費税申告書からどのように計算しますか、教えてください。

#### A 9-7

消費税の納付税額は、消費者より預かった消費税から自らの仕入税額を控除して計算しますが、控除可能な消費税は、あくまで課税対象である取引（課税売上）に対応する仕入税額とされており、非課税取引に対応する仕入税額や課税・非課税に共通する仕入税額の一部は控除することができません。

医療機関にあっては、医薬品、医療機器等の購入から病院の建築費まで消費税を支払っていますが、このように多くの医療行為が非課税とされているため、消費税の納付税額の計算上、控除できない仕入税額が多額に発生することになります。このように仕入税額控除できずに負担を強いられている消費税を控除対象外消費税と言い、医療機関の経営努力とは無関係なコスト負担という意味で損税とも言われています。

(損税の仕組み)



申告書とともに次で課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算を示します。

損税は、14,441,775 円 (本税) + 3,610,443 (地方消費税) を合計した 18,052,218 円 - (控除対象仕入額 2,173,139 (本税) + 543,284 円 (地方消費税)) = 15,335,795 円です。

自 平成 23 年 4 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方  
 消費税の( 確定 )申告書  
 至 平成 24 年 3 月 31 日

( 中間申告 自 平成 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付記事項	
課税標準額 ①	十兆千百十億千百万千百十一円	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 31
①	255272000	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 32
②	10210880	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 33
③		現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 34
④	2173139	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 35
⑤		控除税額の計算方法	95%未満 <input type="radio"/> 個別対応式 95%以上 <input type="radio"/> 一括方式 41
⑥			
⑦	2173139	① 課税標準額	4%分 255,272千円
⑧			
⑨	8037700	② の消費税率	4%分 10,210,880円
⑩	5940600		
⑪	2097100	基準期間の高	249,405,669円
⑫		還付を受ける場合	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本店・支所
⑬		預金口座番号	
⑭		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
⑮	255272847	郵便局名等	
⑯	1696436793	※税務署整理欄	
この申告書による地方消費税の税額の計算		税理士署名押印	(電話番号 - - )
⑰		<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	
⑱	8037700	<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	
⑲			
⑳	2009400		
㉑	1485000		
㉒	524400		
㉓			
㉔			
㉕			
㉖	2621500		

⑳ = (①+②) - (③+④+⑤+⑥) ・修正申告の場合㉑ = ㉒ - ㉓  
 ㉔ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	23・4・1~24・3・31	氏名又は名称	医療法人社団
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 (税抜き)	①	255,272,847 円		
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④	255,272,847 ※申告書の⑮欄へ		
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤	255,272,847		
	非 課 税 売 上 額	⑥	1,441,163,946		
	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦	1,696,436,793 ※申告書の⑮欄へ		
課 税 売 上 割 合 (④/⑦)			〔 15.0475896 %〕 ※端数切捨て		
	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	※注2参照	379,096,594	
	課税仕入れに係る消費税額 (⑧×4/105)	⑨	※注3参照	14,441,775	
	課税貨物に係る消費税額	⑩			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪			
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩±⑪)	⑫	14,441,775		
課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額)		⑬			
課税売上割合が 95%未満の 場合	個別 対応 方式	⑭	⑫のうち、課税売上にのみ要するもの		
		⑮	⑫のうち、課税売上と非課税売上に 共通して要するもの		
		⑯	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭+ (⑮×④/⑦))		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰	2,173,139		
控除税額 の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲〕 がプラスのとき	⑳	2,173,139 ※申告書の⑯欄へ		
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲〕 がマイナスのとき	㉑	※申告書の⑯欄へ		
	貸倒回収に係る消費税額	㉒	※申告書の⑯欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑮欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑯欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{19} = \left[ \text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{4}{105} \right] - \left[ \text{仕入対価の返還等の金額 (税込み)} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑯欄に記載する。